

篠栗町子育て世帯訪問支援事業業務委託実施要領

1. 目的

本要領は、「篠栗町子育て世帯訪問支援事業業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 篠栗町子育て世帯訪問支援事業業務委託
- (2) 業務内容 篠栗町子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3. 予算

委託料の上限は、1,507,200円（消費税等込み）とする。

4. 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（訪問系サービスに限る。）若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受けている事業所又は同等の援助が提供できる事業者
- (2) 篠栗町から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからエまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直

接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

5. 応募について

(1) 受付期間 通年

(2) 提出書類

ア 子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請書

イ 子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請にかかる誓約書

ウ 事業者の概要

エ 履歴事項全部証明書

オ 指定書の写し（指定障害福祉サービス事業者又は指定居宅サービス事業者の場合）

カ 国税（法人税及び消費税）、県税（法人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書（特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時において滞納がないことを証する証明書）

※ いずれも3ヶ月以内に発行したもの

(3) 提出方法及び期限

① 持参による提出 令和9年3月31日（水）17：00まで（必着）

② 郵送による提出 簡易書留郵便とし、期限は上記①と同じ

(4) 提出先 〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町役場こども育成課

TEL092-947-1374（直通）

E-mail：k-shien@town.sasaguri.lg.jp

(5) 書類提出後に応募を辞退する場合は、こども育成課にその旨連絡し、応募辞退届に記入押印のうえ提出すること。

6. 審査結果の通知等

提出書類に基づく審査の結果は、全応募者に通知する。なお、子育て世帯訪問支援事業登録事業者として登録することが適当であると町が認める事業者については、契約関係書類を別途郵送するので、必要箇所に記入押印のうえ、指定の期日までにこども育成課あてに提出すること。

7. 問い合わせ先

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町役場こども育成課

TEL092-947-1374（直通）

E-mail：k-shien@town.sasaguri.lg.jp